

就学支援金申請システムe-shien申請簡易ガイド(1/2)

①ログインID通知書を確認



②e-shienサイトへアクセスし、ログインする

通知書を参考に
ログインしてください

e-shienサイト
はこちらから

③ポータル画面よりメニューを選択する
就学支援金を申請する意向の有無でこの後の作業が異なります。

e-Shien 高等学校等就学支援金オンライン申請システム

新規申請

就学支援金の最初のお申し込みはこちらです。

申請名	申請説明
意向登録	高等学校等就学支援金の申請意向を登録します。
認定申請	高等学校等就学支援金の受給資格の認定を申請します。

◆申請の意向がある場合
④意向確認 ⑤認定申請
の両方を行ってください。

◆申請の意向が「ない」場合
④意向確認 のみ行ってください。



④意向登録を行う※「ある or ない」(意向)の登録

意向確認

どちらかを選択してください。 必須

☒ 高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況
認定を受けた者には認定通知・支給決定通知、不認定者には不認定通知が送付されます。

☐ 所得制限基準に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出し
通知はありません。

就学支援金等が対象か調べ、給付を受けたい方はこちらを選択・登録の上、 ⑤認定申請 を行ってください。

所得制限（対象外）になる可能性があるなどの理由で申請する意向が無い場合はこちらを選択・登録してください。



意向登録確認画面から
「本内容で登録する」を押してください

①意向ありの場合、中央の「続けて受給資格認定申請を行う」またはメニューの「認定申請」より、受給資格認定の申請を行ってください。
②失職等の家計急変事由による申請を行う場合は、「続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う」またはメニューの「認定申請（家計急変）」より、受給資格認定の申請を行ってください。この場合、雇用保険受給資格者証や給与明細書等の提出が必要になります。
意向なしの場合、以上で完了となります。

受付番号	申請内容
R-23-035-04-0001-1000	高等学校等就学支援金の支給を受けたいので、受給資格の認定を申請し、収入状況（個人番号又は税情報等）を提出いたします。

＜ マイページに戻る

①の場合
続けて受給資格認定申請を行う >

②の場合
続けて受給資格認定申請（家計急変）を行う >

◆意向「なし」の場合
手続き完了です。
◆意向「あり」の場合
「続けて受給資格認定申請を行う」
を押して手続きを続けてください。

※「受給資格認定申請(家計急変)」については
事前に高校にご相談の上、申請いただくようになりますので選ばず、まずは通常の申請を行ってください
(後日Ringでお知らせします)。



裏面に続きます



就学支援金申請システムe-shien申請簡易ガイド(2/2)

1. 生徒情報入力

2. 学校情報入力

3. 保護者等情報入力

注意：住所は学生寮等ではなく、実家の住所を入力してください。

注意：高校で既に入力済なので、そのまま「保護者等情報入力」を押して次へ進んでください。

注意：途中で、「収入状況提出方法」を選ぶ必要があります。→要下記参照

※「保護者等情報入力」画面内で「収入状況提出方法」の選択が必要となります。
「②個人番号を入力する」を選んでください。①・③は選ばないで下さい。

①マイナンバーカードの読取 は選ばないでください。

②を選んでください。お手元にマイナンバーの番号をご用意いただき、手入力してください。番号等の記入間違いに十分気を付けてください。

本校ではオンラインでの提出をお願いしております。もし提出が困難な場合はお問い合わせください。

「入力内容の確認」から各確認事項にチェックを入れ、「本内容で申請する」を押して手続きを完了してください。

※税の申告を行っていない場合、所得確認ができず、支給決定が遅れる場合があります。必ず事前に申告手続きをお願いします。(ただし、控除対象配偶者、生活扶助受給者等は、税の申告をしていなくても就学支援金の審査が可能です。)

申請の詳しい手順などは、本校ホームページ上のPDFファイルをダウンロードして確認してください。
ご不明な点はお問い合わせください(04-7131-5611)。

<https://www.ryukei.ed.jp/current/>

